

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：公害対策費

事業名 **新** 石綿飛散防止対策強化事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 大気環境係 電話番号：058-272-1111 (内 2832)

E-mail: c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,045 千円 (前年度予算額: 0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	4,045	0	0	0	0	0	0	0	4,045
決定額	3,000	0	0	0	0	0	0	0	3,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

石綿含有建材の不適切な除去や、不適切な事前調査により石綿含有建材が把握されず石綿飛散防止措置が講じられないまま工事が進行することにより、周辺に石綿が飛散する事例が確認されている。

また、震災等災害時において、建築物の倒壊等に伴って露出した石綿が飛散することにより、建築物の解体、がれきの撤去及び救護活動に携わる者が石綿を吸引し、健康被害につながる事例が確認されている。

こうした課題に対応するため、令和2年6月5日に大気汚染防止法（以下「法」という。）の一部を改正する法律が公布され、石綿を含有する全ての建築材料が規制の対象となり、解体等工事における石綿除去作業の基準等が強化された。

県民の石綿ばく露による健康被害を未然防止するため、改正法（令和3年4月1日施行）に基づき、石綿飛散防止対策の強化を図る。

(2) 事業内容

【除去作業現場への立入指導】

新たに規制対象となる石綿含有成形板の除去作業現場への立入検査を県事務所等が実施する。

【法改正等の普及啓発】

改正法及び災害時石綿飛散防止対策を周知するため、解体工事業者、建築物等の管理者を対象とした研修会を開催するとともに、災害時にはホームページやチラシを通じて、県民への石綿に関する情報の普及啓発を行う。

【災害時の応急対応に必要な資機材の確保】

災害時に応急対応を行うための職員用保護具、養生シート及びロープ等の資機材を確保するとともに、災害時に救護活動に携わるボランティアや住民等に配布する防じんマスクを確保する。

【関係機関との連携、訓練や講習会等への参加等】

県事務所職員が災害時に迅速に応急対応ができるよう必要なスキル取得を目的とした講習を受講するとともに、災害時における市町村、関係機関との連携強化を目的とした研修会等を開催する。

【環境モニタリングの実施】

新たに規制対象となる石綿含有成形板の除去作業現場周辺の石綿濃度のモニタリングを実施し、平常時におけるアスベスト飛散防止対策を強化する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	96	講師謝金
旅費	252	会議、講習会等旅費
需用費	1,996	アスベスト用資材、燃料費
委託料	1,429	アスベスト濃度モニタリング
負担金	272	講習会参加料
合計	4,045	

決定額の考え方

事業内容を精査し、所要額を計上します

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

他県でも同様の立入調査、環境モニタリングが行われる予定である。

事業評価調書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか</p> <p>○除去作業現場への立入指導 新たに規制対象となる石綿含有成形板の除去作業現場への立入検査を実施し、法令遵守を徹底することで、アスベストの飛散防止に努める。</p> <p>○環境モニタリングの実施 新たに規制対象となる石綿含有成形板の除去作業現場周辺の石綿濃度のモニタリングを実施し、必要な指導を行うことにより、県民の石綿ばく露の未然防止を図る。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
アスベスト濃度 モニタリング適合率 <行政検査実施施設数>	0	—	—	—	100% <14現場> (R3)	—

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

--

(前年度の成果)

--

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価) ○	<p>○除去作業現場への立入指導 大気汚染防止法の改正により、新たに規制対象となる石綿含有成形板の除去作業にも作業基準等が課されることとなるが、事業者において大気汚染防止法の遵守がされない場合、アスベストの飛散につながる恐れがあることから、立入調査を行い、遵守状況の確認及び指導を行う必要がある。</p> <p>○環境モニタリングの実施 新たに規制対象となる石綿含有成形板の除去作業現場において環境モニタリングを実施することにより、事業者による更なる排出抑制を促すことができる他、石綿の飛散が確認された場合には、直ちに措置を講ずるよう迅速な対応が可能となり、県民の良好な生活環境を確保することができることから、県の関与は妥当である。</p>
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価) —	
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価) —	

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>○除去作業現場への立入指導 大気汚染防止法が改正され、すべての石綿含有建材が規制の対象となることについての事業者に対する周知徹底及び指導の強化が必要である。 また、アスベスト使用の有無が法に基づき十分調査されないまま、建築物の解体工事が着工される事案等もあることから、法の遵守についてより一層の指導を行う必要がある。</p>	
--	--

○環境モニタリングの実施

石綿の飛散が確認された場合には、県民の石綿ばく露防止のため迅速な対応が必要となる。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

○除去作業現場への立入指導

引き続き、新たに規制の対象となった石綿含有成形板の除去作業現場に県事務所等が立入検査を実施し、法令遵守の徹底指導を行う。

○環境モニタリングの実施

石綿の飛散が確認された場合には公表するとともに、県民の石綿ばく露防止のための迅速な対応により、県民の不安解消及び環境汚染の未然防止に努める。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課

【○○課】

組み合わせて実施する理由や期待する効果 など